

環境美化にご協力を！

【お問い合わせ先】
町民課生活環境係
(02122453)



秋風とともにさわやかな季節となりましたが、夏の行楽期に家の周辺や道路に捨てられたゴミや空き缶が目につきました。
また、雑草が茂っていたり、資材や使わなくなった自転車・電化製品などが放置された空き地や、古い建物が壊れて危険な状態になっている空き家は、美観を損ねてしまいます。生活環境の美化と清潔な街並みを保つため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

浄化槽の適正な管理

浄化槽は微生物の活動により、汚水をきれいにするため、日頃の管理や使い方が大事です。
・水は適正量を流す。
・異物は絶対に入れない。

・消毒薬を切らさない。
・浄化槽の電源は切らないようにします。

「保守点検」

機器類や消毒剤など浄化槽の運転状況を定期的に点検し、良好な機能の維持をはかります。
■保守点検の回数
浄化槽の処理方式、種類により表の期間ごとに回数が定まっています。

「法定検査」

◎「保守点検」「清掃」は「専門業者」に委託して行ってください。
■設置後の水質検査
(浄化槽法第7条)
浄化槽を使い始めてから6〜8か月以内は1回行います。浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを検査員が検査します。
■定期検査(浄化槽法第11条)
浄化槽が正常に機能しているか、また、日頃の保守点検や清掃が適正に行われているかを検査します。

(有料広告)

【図表1】標準保守点検回数

○単独処理浄化槽（し尿だけ処理する浄化槽）

処理方式 人 槽	分離ばっ気方式 分離接触 ばっ気方式	全ばっ気方式	腐敗方式
20人以下	4か月に1回以上	3か月に1回以上	6か月に1回以上
21人以上 300人以下	3か月に1回以上	2か月に1回以上	

○合併処理浄化槽（し尿と雑排水をあわせて処理する浄化槽）

処理方式 人 槽	分離接触ばっ気方式 嫌気床接触ばっ気方式 脱窒床接触ばっ気方式
20人以下	4か月に1回以上
21人以上50人以下	3か月に1回以上

【図表2】標準清掃回数

処理方式	回数
全ばっ気方式	6か月に1回以上
その他の方式	1年に1回以上

■清掃の回数
浄化槽内にたまったスカムや汚泥などを引き出し、汚泥の調整や装置の洗浄を行います。
※「図表2参照」

「清掃」

※「種類」の処理対象人数（人槽）は、浄化槽の大きさを表します。使用している人数ではありません。
※「図表1参照」

◎「法定検査」は「北海道浄化槽協会」に依頼して行います。
このような保守点検、清掃、法定検査の料金は、浄化槽設置管理者の負担となります。

補聴器^{無料}体験会

【試聴が大切です。】

- その場で自身の聴こえに合わせ調整を試せます。
- ご家族やいちばんお話しする方と一緒に試聴すると効果が確かめられます。

【耳が本来持つ特長を最大限活かす補聴器】
新技術、実証。
【マイク分離型補聴器】

- ・言葉が明瞭に聞こえます
- ・自然な音質と方向感。
- ・ピーピー音完全防止
- ・不快な風切音も完全解消
- ・高度の聴力低下も対応
- ・音がこもらない快適な聞き心地
- ・通常オーダーメイドより30%小型化

大好評のTOUCHの音質と性能がさらに向上しました！
NJH 40周年記念モデル

完全予約制

アカツカ商会
長万部町元町 ☎ 2-2603

富士電器商会
長万部町大町 ☎ 2-2365

函館補聴器堂 聞こえの相談ダイヤル
0120-413375